

鹿屋市甘しょ産地対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の主要な畑作物の一つである甘しょを柱とした畑作営農推進並びに高品質な甘しょ生産及び有利販売による農家の所得向上を図るため、甘しょの有利販売及び消費拡大に向けた取組を行う団体に対し、予算の範囲内において鹿屋市甘しょ産地対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、農業協同組合、甘しょ農業者の組織する団体及び市、農業協同組合等の関係機関で構成する団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市産の青果用さつまいもの魅力を発信するために取り組む事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、施設使用料、賃借料、原材料費その他補助対象事業を実施するために必要と認められる経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、40万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に鹿屋市甘しょ産地対策事業実施計画書（別記様式。以下「事業実施計画書」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の事業実施計画書の作成に当たっては、関係機関、関係団体等と十分協議の上、作成するものとする。この場合において、国及び県の補助を伴う事業の事業実施計画書を作成するときは、当該国及び県の補助を伴う事業の要綱等に基づき作成するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

